

## 決 済 照 合 シ ス テ ム 手 数 料 表

1. 有価証券等の決済条件の照合等に関する規則第 16 条第 2 項の規定に基づく手数料の料率は、次のとおりとする。

( 1 ) 決済照合システム利用手数料

区 分	徴 収 対 象 者	徴 収 料 率	
基本料金	(1)機構が、有価証券等の決済条件の照合等に関する規則の定めるところにより決済照合システムの利用を承認した者(以下「利用者」という。)のうち投資信託委託業者、投資顧問業者である利用者及び取引状況がこれに準ずる者(以下「運用会社」という。)	月 額 5 万円	
	(2) (1)以外の利用者	月 額 10 万円	
約定照合手数料	各取引の業務フローが、利用者が機構に運用指図データを送信し、売買報告データとの照合を行う「センタ・マッチング」型の場合において次の(1)から(3)までの立場の場合である利用者		
		(1)運用指図データを機構に送信する「機関投資家」の立場である場合	運用指図配信サービスを利用しないとき 約定照合が完了した取引に係る件数 (運用指図データ送信、約定照合結果通知データ受信) 1 件につき 5 円  コピーデータ受信に係る件数 1 件につき 3 円  運用指図配信サービスを利用したとき 約定照合が完了した取引に係る件数 (運用指図データ受信、運用指図データ送信、約定照合結果通知データ受信) 1 件につき 8 円  コピーデータ受信に係る件数 1 件につき 3 円
		(2)売買報告データを機構に送信する「証券会社」の立場である場合	約定照合が完了した取引に係る件数 (売買報告データ送信、約定照合結果通知データ受信、売買報告承認結果通知データ受信) 1 件につき 20 円  コピーデータ受信に係る件数 1 件につき 3 円
		(3)売買報告承認データを機構に送信する「信託銀行」の立場である場合	約定照合が完了した取引に係る件数 (売買報告データ受信、運用指図データ受信、売買報告承認データ送信) 1 件につき 25 円  コピーデータ受信に係る件数 1 件につき 3 円  運用指図(プレアド)データ受信に係る件数 1 件につき 1 円

各取引の業務フローが、利用者が機構に運用指図データを送信し、 売買報告データとの照合を行わない「スルー」型の場合において次の(1)から(3)までの立場の場合である利用者	(1)運用指図データを機構に送信する「機関投資家」の立場である場合	運用指図データ送信に係る件数	1件につき	5円
		コピーデータ受信に係る件数	1件につき	3円
	(2)売買報告データを機構に送信する「証券会社」の立場である場合	約定照合が完了した取引に係る件数 (売買報告データ送信、売買報告承認結果(受信確認)通知データ受信)	1件につき	15円
		コピーデータ受信に係る件数	1件につき	3円
	(3)売買報告承認データを機構に送信する「信託銀行」の立場である場合	約定照合が完了した取引に係る件数 (売買報告データ受信、売買報告承認(受信確認)データ送信)	1件につき	15円
		運用指図データ受信に係る件数	1件につき	5円
		コピーデータ受信に係る件数	1件につき	3円
各取引の業務フローが、決済照合システムを経由して運用指図データの送信が行われない「運用指図サポート対象外」型の場合において次の(1)又は(2)の立場の場合である利用者	(1)売買報告データを機構に送信する「証券会社」の立場である場合	約定照合が完了した取引に係る件数 (売買報告データ送信、売買報告承認結果(受信確認)通知データ受信)	1件につき	15円
		コピーデータ受信に係る件数	1件につき	3円
	(2)売買報告承認データを機構に送信する「信託銀行」の立場である場合	約定照合が完了した取引に係る件数 (売買報告データ受信、売買報告承認(受信確認)データ送信)	1件につき	15円
		コピーデータ受信に係る件数	1件につき	3円

	各取引の業務フローが、機構及び利用者に運用指図データの送信が行われない「プロパー取引」型の場合において次の(1)又は(2)の立場の場合である利用者			
	(1) 売買報告データを機構に送信する「証券会社」の立場である場合	約定照合が完了した取引に係る件数 ( 売買報告データ送信、売買報告承認結果(受信確認)通知データ受信)	1 件につき	15 円
		コピーデータ受信に係る件数	1 件につき	3 円
	(2) 売買報告承認データを機構に送信する「機関投資家」の立場である場合	約定照合が完了した取引に係る件数 ( 売買報告データ受信、売買報告承認(受信確認)データ送信)	1 件につき	15 円
		コピーデータ受信に係る件数	1 件につき	3 円
	利用者が機構を通じて受渡代金データ、基準価額データ、設定・解約口数データの送受信を行う場合において次の(1)から(3)までの立場の場合である利用者			
(1) 基準価額データ、設定・解約口数データを機構に送信する「機関投資家」の立場である場合	基準価額データ、設定・解約口数データ送信に係る件数	1 件につき	5 円	
	コピーデータ受信に係る件数	1 件につき	3 円	
(2) 受渡代金データを機構に送信する「証券会社」の立場である場合	受渡代金データ送信に係る件数	1 件につき	15 円	
	コピーデータ受信に係る件数	1 件につき	3 円	
(3) 受渡代金データ、基準価額データ、設定・解約口数データを機構から受信する「信託銀行」の立場である場合	受渡代金データ受信に係る件数	1 件につき	15 円	
	基準価額データ、設定・解約口数データ受信に係る件数	1 件につき	5 円	
	コピーデータ受信に係る件数	1 件につき	3 円	
決済照合手数料	国内取引に係る決済条件等の照合を行う利用者			
	事前に登録した決済情報を利用する場合	決済照合が完了した取引に係る件数 ( SSI データベース利用、決済照合結果通知データ受信)	1 件につき	18 円
	事前に登録した決済情報を利用しない場合	決済照合が完了した取引に係る件数 ( 決済指図データ送信、決済照合結果通知データ受信)	1 件につき	30 円
		コピーデータ受信に係る件数	1 件につき	3 円
非居住者取引に係る決済条件等の照合を行う利用者	決済照合が完了した取引に係る件数 ( 決済指図データ送信、決済照合結果通知データ受信)	1 件につき	35 円	

利用者端末利用料金	全利用者	(1)ユーザID数が5以下の部分	1ユーザIDにつき	月額1万円
		(2)ユーザID数が5超10以下の部分	1ユーザIDにつき	月額5千円
		(3)ユーザID数が10を超える部分	1ユーザIDにつき	月額1千円

(2)前号の規定にかかわらず、運用会社の基本料金、約定照合手数料及び端末利用料金の合計金額が月額10万円を超える場合には10万円とする。

#### 附 則

1 この決済照合システム手数料表は、平成15年2月1日から施行する。